

一 般 死 亡 確 認 書

会 員 氏 名 (ふりな) 民生 みんせい 太郎 たろう (男・女) 満 70 歳

住 所 ○○市△△港 1-2-3

死亡年月日 令和元年 6月28

遺 族 氏 名 民生 花子
(弔慰金受給資格者)

会員との続柄 妻

上記の事項に相違ないことを確認します。

令和○年 ○月 △日

単位民生委員
児童委員協議会名 △△港地区民生委員児童委員協議会

会長(副会長)氏名 山 田 A 郎 印

(記入例：一般傷病)

(互助様式第2号)

(市区町村社協等→県社協等)

全国民生委員互助事業

給付金申請書

市区町村社協等名		〇〇市 民生委員児童委員協議会		担当者氏名	民生 一郎
申請 種別	ア. 公務死亡	エ. 一般死亡	カ. 一般傷病 (療養2か月未満・療養2か月以上)		
	イ. 公務傷害	オ. 配偶者死亡	キ. 災害見舞 (全壊・大規模半壊、半壊)		
	ウ. 公務疾病		ク. 退任慰労 (3年以上9年未満・9年以上15年未満・15年以上)		
会 員 氏 名	ふりがな みんせい たろう 民生 太郎		男	年 齢	満 70 歳
			女	民 生 委 員 在任延期間	5 年 5 か月
配 偶 者 又 遺 族 氏 名		会 続 員 と の 柄		傷病名 又は 災害名	※病名記載
住 所	〇〇市△△港 1-2-3				
上記のとおり関係書類を添えて申請します。 令和元年〇月△日 〔 県社協等 〕 公益財団法人 千葉県民生委員児童委員協議会 〔 団 体 名 〕 (代表者名) 会 長 大野 トシ子 殿 〔 市 区 町 村 〕 〇〇市民生委員児童委員協議会 〔 社協等団体名 〕 (代表者名) 会 長 福祉 葉子 ㊦					
市 等 区 使 町 用 村 協 社 欄	給 受	1. 銀行振込	※※	銀行	※※ 支店
	領 付 方 金 法	2. 現金	口座番号	普・当) No. 1 2 3 4 5 6 7	
		受領者名 〇〇市民生委員児童委員協議会 会長 福祉 葉子			

記入上の注意

- 1) 記入にあたっては「全国民生委員互助事業取扱要領」をご参照ください。
- 2) 「申請種別」は該当するものを○でかこんでください。
- 3) 「ア. 公務死亡」「エ. 一般死亡」を申請する際の「配偶者又は遺族氏名」の欄は給付金受給資格者を記載し、その順位は配偶者、子、父母、祖父母としてください。
- 4) 「オ. 配偶者死亡」を申請する際は「配偶者又は遺族氏名」の欄に亡くなられた配偶者のお名前を記載してください。
- 5) 受領者名は、上記イ、ウ、オ、カ、キ、クにあつては会員本人とし、ア、エにあつては配偶者又は遺族としてください。
- 6) 市町村社協等は県社協等へご送付した2号様式の写しを保管してください。

※個人口座のご指定は出来ません。

一 般 傷 病 確 認 書

会 員 氏 名

民生 太郎

男) 満 70 歳

住 所

〇〇市△△港 1-2-3

傷 病 名

※病名記載

全 治 期 間

令和元年4月1日～治療中 (〇日間)

上記の事項に相違ないことを確認します。

令和元年 〇月 △日

単位民生委員

児童委員協議会名 △△港地区民生委員児童委員協議会

会長 (副会長) 氏名 山 田 A 郎

印

公益財団法人 千葉県民生委員児童委員協議会 慶弔規程

第1条 本会の会員相互の友好と親睦を図るため、慶弔金品を贈る。

第2条 前条の慶弔金品は次の基準により支給する。

- | | |
|---------------------|-----------|
| (1) 会員が死亡したとき | 10,000円 |
| (2) 会員の配偶者が死亡したとき | 3,000円 |
| (3) 会員が勲章、褒章を受章したとき | 10,000円程度 |

2 前項第3号の勲章、褒章の種別は次の各号のとおりとする。

- (1) 春秋叙勲
- (2) 危険業務従事者叙勲
- (3) 春秋褒章

3 一斉改選により民生委員児童委員を退任後、6か月以内に前項の勲章、褒章を受章した者は、第1項第3号の会員とみなす。

第3条 前条第1項第1号及び第2号による弔慰金の支給に際し、会長が必要と認めた場合は、別に花輪を贈ることができる。

第4条 会員の死亡弔意に当たっては、会長の弔辞を贈る。

附則

第1条 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

第2条 この規程の施行に伴い、財団法人千葉県民生委員児童委員協議会弔慰規程（昭和59年8月10日施行）は廃止する。

第3条 この規程は、公益財団法人への移行認可に伴い平成25年4月1日より施行する。

(記入例: 県民児協弔慰金)

(県民児協弔慰様式第1号)

県民児協弔慰金請求書(民生委員死亡)

一金 10,000 円也

上記の金額を下記により請求いたします。

記

物故者氏名	民生 太郎	年 齢	70 歳
住 所	〇〇市△△港 1-2-3		
民生委員在職年数	5 年 5 箇月		
遺 族 氏 名	民生 花子	物故者との続柄	妻
死亡年月日	令和 元 年 6 月 28 日		

令和 元 年 〇 月 △ 日

公益財団法人 千葉県民生委員児童委員協議会会長 様

〇〇 市・町・村 民児協 会 長 氏 名 〇〇 〇〇 印

振 込 先	※※ 銀行・信金 * * 支店・支所			※個人口座 のご指定は 出来ません
預金種目	普 通 ・ 当 座	口座番号	No. 1234567	
ふりがな	まるまるしみんせいいんじどういいんきょうざいかい かいちょう まるまる まるまる			
口座名義	〇〇市民生委員児童委員協議会 会長 〇〇 〇〇			

(記入例: 県民児協弔慰金)

(県民児協弔慰様式第2号)

県民児協弔慰金請求書(配偶者死亡)

一金 3,000 円也

上記の金額を下記により請求いたします。

記

民生委員氏名	民生 太郎	年 齢	70 歳
住 所	〇〇市△△港 1-2-3		
配偶者氏名	民生 花子		
死亡年月日	令和 元 年 6 月 28 日		

令和 元 年 〇 月 △ 日

公益財団法人 千葉県民生委員児童委員協議会会長 様

〇〇 市・町・村 民児協 会 長 氏 名 〇〇 〇〇 ⑩

振 込 先	※※ 銀行・信金 * * 支店・支			※個人口 座のご指 定は出来
預金種目	普 通 ・ 当 座	口座番号	No. 1234567	
ふりがな	まるまるしみんせいいいんじどういいんきょうぎかい かいちょう まるまる まるまる			
口座名義	〇〇市民生委員児童委員協議会 会長 〇〇 〇〇			

民生委員・児童委員活動保険 事務の手引

＜平成 31 年(2019)4月版＞



全国民生委員児童委員連合会



社会福祉
法人

全国社会福祉協議会

2. 民生委員・児童委員活動保険の概要

全国の民生委員・児童委員を加入者とする保険制度の概要は以下のとおりです。

(1) 名 称

民生委員・児童委員活動保険（略称：民生委員活動保険）

(2) 保険契約者・保険加入者等

①保険契約者（団体保険契約の当事者）

全国民生委員児童委員連合会（全国社会福祉協議会）

②保険加入者（被保険者＝保険による補償を受けられる方）

全国の民生委員・児童委員（主任児童委員を含む）全員

注）委嘱日より前の活動は補償の対象外となります。

③契約保険会社

以下の2社の共同引受けによる。

- ・損害保険ジャパン日本興亜株式会社（引受幹事会社）
- ・東京海上日動火災保険株式会社

(3) 保険契約期間

4月1日午前0時～翌年3月31日午後12時の1年間を単位として、毎年度更新。

(4) 保険料

委員1名あたり年額760円（3年を単位として保険財政を検証し、必要に応じて改定）

- ・1/2を国庫補助、1/2を現在の互助共励事業会費（委員1名年1,900円）の一部で賄う。

(5) 保険の性格および補償範囲の概要（補償の詳細は9頁参照）

傷害保険として活動中の事故による死傷補償を基本に、委員活動に伴う特有の補償を付加。

【補償内容】

- ①委員活動中の事故（自然災害含む）による委員本人の死傷
- ②委員活動に起因する委員およびその家族への活動対象者からの加害行為による死傷
- ③委員活動に起因する委員の自宅への活動対象者からの放火、毀損、盗難被害
- ④委員活動中に委員が誤って第三者に与えた心身、財物への損害補償
- ⑤委員が保有する個人情報の紛失に伴う損害賠償、謝罪費用

注）病氣（疾病）に関する取り扱いについて

- ① この保険は、上記のとおり、活動中の万が一の事故による死傷を補償する傷害保険の性格であり、活動中に心臓疾患や脳血管障害等により倒れた場合、また持病の悪化等、疾病については補償の対象外となります。

- ② ただし、活動中の熱中症、活動に起因する食中毒、さらに活動対象者から感染した特定感染症（結核、ジフテリア、コレラ等の感染症予防法に定めるもの）による入院・通院、後遺障害については事故とみなし補償の対象となります。

また、特定感染症により死亡された場合には、委員の親族の方が負担された葬祭費用の（実費）に対し、300万円を限度として葬祭費用保険金をお支払いします。

(6) 民生委員・児童委員本人および同居家族の負傷等 に対する保険金額・見舞金額等
第三者への賠償責任等

(詳細は9頁参照)

①委員本人のケガの補償

(委員本人へ保険会社からの直接支払い)

【委員本人へ保険会社からの直接支払い】

委員活動中の事故に伴う委員本人の死傷被害等については保険会社から直接保険金が支払われます。

①死亡時	1,200 万円
②後遺障害	48 万円～1,200 万円
③入院時	1 日あたり 6,500 円 (上限 180 日)
④通院時	1 回あたり 4,000 円 (上限 90 日)
⑤手術時	入院手術 65,000 円、外来手術 32,500 円

②委員本人が責任を負う賠償事故の補償

③個人情報の漏えいに関する補償

(委員本人へ保険会社からの直接支払いまたは被害者等へ保険会社からの直接支払い)

【委員本人へ保険会社からの直接支払いまたは被害者等へ保険会社からの直接支払い】

委員活動中の事故で委員本人が損害賠償責任を負った場合の補償は、一般的な賠償責任保険を基本とする性格に基づき、委員本人から被害者に示談金を支払った後に、原則として保険会社から委員本人に直接保険金が支払われます。

ただし、物を壊したときなど修理業者への支払いをもって示談に代えるときなどは、保険会社から被害者等への直接支払いを行うことができるケースもあります。詳しくは、保険会社とご相談ください。

①対人賠償・対物賠償・人格権の侵害等の損害賠償責任	5 億円 (1 事故限度額)
②個人情報の漏えいによる損害賠償責任	50 万円 (年間限度額)
③個人情報の漏えいによる謝罪見舞品の購入・配布	1 名 500 円 / 合計 5 万円 (年間限度額)

④委員活動に起因して活動対象者から不法行為を受けたときの補償本人のケガの補償

(全民児連 (全社協) を介しての見舞金支払い)

【全民児連 (全社協) を介しての見舞金支払い】

以下については、見舞金としての付加補償であるため、全民児連が被害委員に見舞金を立替払いし、保険会社から当該金額が全民児連に支払われます。

①委員活動対象者に委員本人やその家族が加害行為を受け死亡した場合	100 万円
②同 負傷、入院した場合	10 万円
③同 負傷、通院する場合	3 万円
④委員活動対象者に委員の自宅が放火され全損した場合	100 万円
⑤同 自宅の一部が壊された場合	5 万円
⑥同 自宅内の家財等が盗まれたり壊されたりした場合	1 万円

(7) 補償対象となる委員活動の範囲について

民生委員・児童委員の立場で行われる活動であって、所属する単位民児協会長が委員活動と認める（証明する）活動が対象となります。保険会社が個別に判断することはありません。
その基本的な考え方は以下のとおりです。

【補償対象となる活動の基本的考え方】

- ①委員が担当する区域内における住民への相談支援活動であり、民生委員・児童委員として行うことが適当、もしくはやむを得ないと考えられる活動
- ②所属する民児協の事業計画に基づく活動（定例会、サロン活動、視察研修等）
- ③その他、民児協会長がとくに必要と認めた活動

(8) 補償の対象外となる事故等について（詳細は12頁参照）

①自宅および自己所有地（畑や店舗、事務所等）における負傷等

- ・自宅での事故の取扱いとは日常生活との区別が難しく、補償の対象外となります。また、自宅以外の自己所有地（畑や店舗、事務所等）についても自宅同様に活動中であつたことの確認が困難であるため、補償の対象外となります（借地・借家等の占有物件の場合も含む）。
- ・ただし、委員の自宅および自己所有地において民児協の会合（定例会等）を実施していたことが客観的に証明できる場合は、補償対象となります。

②委員の自家用車、バイクによる交通事故での第三者（同乗者含む）の負傷等

- ・自賠責保険、自動車保険で対応いただくべきものであり、本保険では対象外となります。
- ・ただし、民児協定例会に向かう途中などで、同乗者が同じ民生委員・児童委員である場合は、同乗者が自身の事故として保険金申請いただくことが可能です。

③サロン活動等における参加者の負傷

- ・民児協として、ボランティア行事用保険等により対応いただくものです。
- ・ただし、委員本人に賠償責任がある場合には、本制度の補償対象となります。

④自発的なボランティア活動、地域活動等

(9) 他の保険制度との関係（複数の保険に加入している場合）

①委員本人の死傷補償

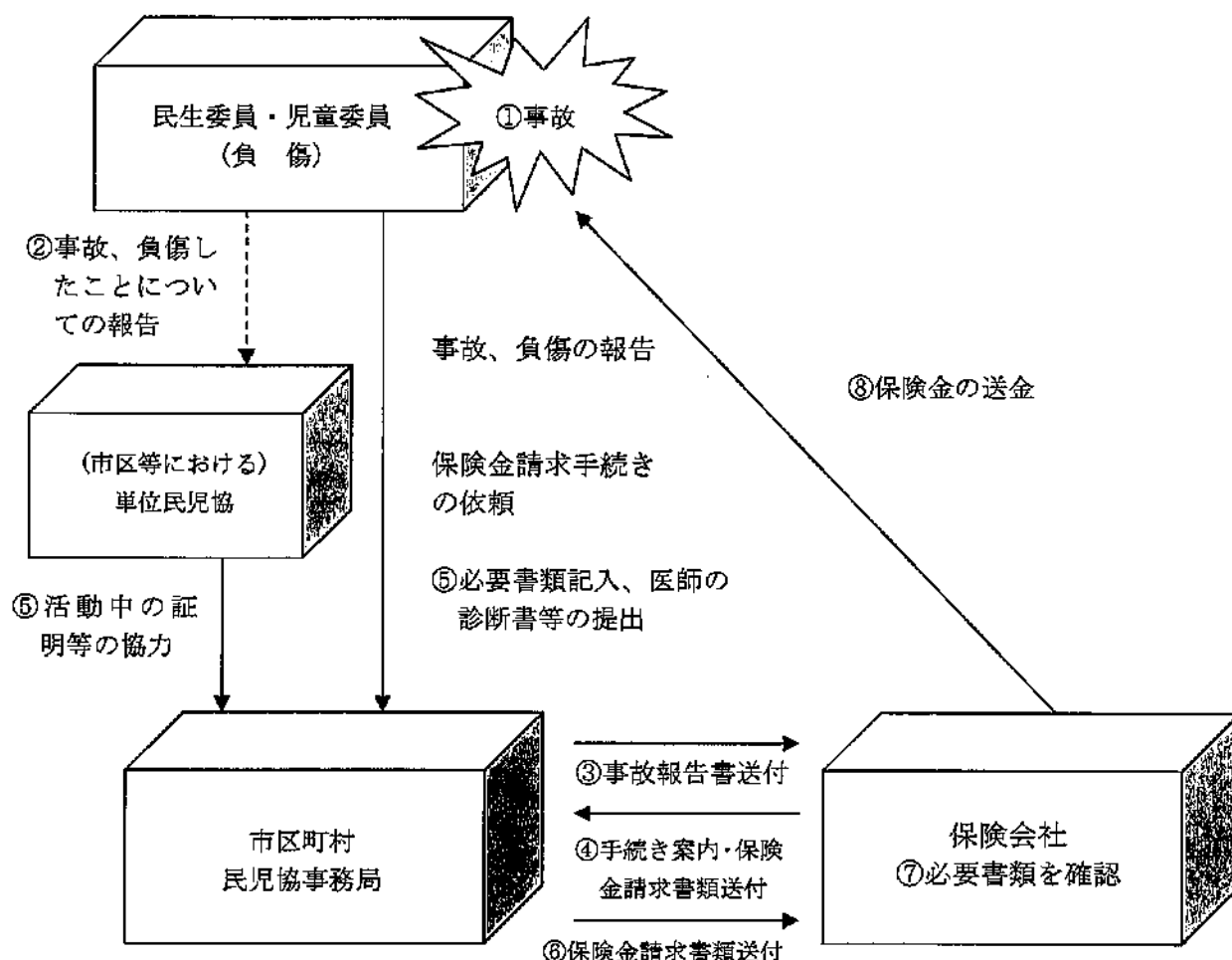
- ・ボランティア活動保険等、他の保険からの保険金支払いの有無にかかわらず、規定の保険金全額が支払われます。

②活動先（訪問先）で物を壊してしまった場合等、第三者への賠償

- ・本保険を含め、選択いただいた一つの保険会社からのみ保険金が支払われます。
- ・ただし、負担される賠償金の額が、当該保険会社の保険金額が損害額を超過している場合には、不足分を他の保険会社に請求することができます。

②事故発生時の報告から保険金（見舞金）支払いの流れ

【活動中の事故により委員本人が負傷した場合の例】



※見舞金の場合、保険会社ではなく全民児連（全社協）より送金となります。

【具体的な手続きの流れ】

<事故発生>

①委員活動中の事故の発生、民生委員・児童委員が負傷。

<保険会社への報告>

②負傷した委員（状況によってその家族）から所属する民児協事務局に連絡。

注）原則は市区町村民児協事務局（単位民児協については専任の事務局のない場合は会長に）。

③市区町村民児協事務局において、指定の「事故報告書」を作成し、保険会社へ送付。

注）事故報告書は必ず負傷した委員本人ではなく、市区町村民児協事務局（専任の事務局がない場合は単位民児協会長等）が記入してください。

④保険会社より市区町村民児協事務局に保険金請求に向けた手続きを案内するとともに、追って保険金請求に必要な書類を市区町村民児協事務局に送付。

<保険金請求>

⑤本人の治療終了後、保険金請求に向け、委員本人および市区町村民児協事務局が協力して必要書類を作成（保険会社指定の診断書書式への医師の記入依頼、所属民児協会長（市部区部では単位民児協会長もしくは市区民児協会長）による委員活動中であることの証明（署名）等を含む）。

⑥市区町村民児協事務局より保険会社へ保険金請求書類を送付。

<保険金支払い>

⑦保険会社において、記載内容や必要書類を確認。

⑧保険会社から委員本人の口座に保険金を送金（請求書類に不備がない場合は30日以内に送金）。

3. 加入手続き等について

ここでは、毎年度、年度当初の一括加入、また、年度途中での委員の交代や、欠員補充もしくは定員増に伴う新規（追加）委嘱があった場合の加入手続き等についてご説明します。

本保険に関する事務のうち、全国の市区町村民児協、都道府県・指定都市民児協に定期的にご協力いただくものですので、ご理解のうえ、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

保険加入は、全民児連において全国の委員分を一括して行います。その手続きは、大きく、以下の2つに分かれます。

- ① 4月1日時点の現任委員について一年分の加入申し込み（翌3月31日までの1年分）
- ② 年度途中の新規（追加）委嘱について、四半期ごとに追加加入申し込み

とくに、②においては、欠員の補充や定員増に伴う新規（追加）委嘱があった場合、委員氏名を明らかにした上で保険料を添えて申し込みを行うこととしています。万が一の事故の際に補償を受けられないことがないように、とくに年度途中での追加申し込み手続きにご留意ください。

市区町村民児協⇒都道府県・指定都市民児協⇒全民児連への加入連絡に関する年間のスケジュールは下表のとおりとなります。

上記①の年間契約は、全民児連において前年度末の委員数をもって新年度分の当初加入手続きを行い、5月に入ったところで4月1日現在の実委員数をご報告いただき、確定数とします。保険料の半分の国庫補助金で賄うため、欠員を含めた委員定数で加入することができないため、二段階での処理となるものです。

一方、上記②の年度途中での新規（追加）加入については、毎年度、四半期ごとに行います（年4回）。この場合、全民児連への連絡や保険会社への加入申込みは委嘱日以後となりますが、当該年度内に保険料を払い込むことにより、委嘱日に遡っての補償が受けられます。

※なお、一斉改選年においては、年間連絡スケジュールおよび報告方法が一部異なります。

保険加入に係る都道府県・指定都市民児協より全民児連への年間連絡スケジュール
（平成31（2019）年度（一斉改選年）予定）

保険加入者（委員数）連絡の区分			都道府県・指定都市民児協から全民児連への連絡期限	全民児連から保険会社への保険料支払い
期首	1	4月1日現在の現任委員確定数 （不足人数分の追加保険料支払い等のため）	5月20日	6月10日
追加 年度途中での 委嘱対応	2	4月2日～5月末までの間の委嘱委員 （4/1時点では欠員であった場合の委嘱、以下同）	6月10日	6月末
	3	6月1日～8月末までの間の委嘱委員	9月10日	9月末
	4	9月1日～11月末までの間の委嘱委員（委嘱予定者含む）	11月10日	11月末
	5	12月1日委嘱委員 （厚生労働省公表の委嘱委員数にて全民児連にて一括加入）	報告不要	1月末
	6	3月末現在の現任委員数（委嘱予定者含む）	3月10日	3月末

注）年によって、当該日が土日に係る場合はその前日の金曜日を予定

一斉改選に伴う諸手続き（予定）について

時 期	番号	調査・配布主体 事業種別		依頼・案内名
8月または9月	①	県民児協	調査	引継ぎ物品不足調査
9月	②	全民児連	調査	「一斉改選に伴う永年勤続退任民生委員・児童委員表彰の推薦について」
	③	全民児連	調査	「一斉改選に伴う全国民生委員互助共励事業退任慰労給付金の申請・請求について」
10月	④	全民児連	調査	「ひろば」送付部数変更等調査
	⑤	全民児連	調査	「View送付先変更等調査」
		県民児協	調査	当会会員調査
	⑥	県民児協	配布	ちば民児協だより第79号 「一斉改選特集号」送付
11月	⑦	県民児協	調査	市町村民児協代表者推薦依頼
	⑧	県民児協	調査	本会HP「あなたの街の民生委員活動」更新依頼
	⑨	全民児連	配布	（12～3月分）民生委員・児童委員活動記録の送付（新任委員用）
	⑩	全民児連	配布	民生委員・児童委員活動保険リーフレット&加入者証（新任委員用）
12月1日	一斉改選			
12月	⑪	全民児連	配布	民生委員・児童委員必携 第64集
	⑫	県民児協	調査	全国民生委員互助共励事業退任慰労給付金における振込口座調査
	⑬	県民児協	配布	新任民生委員・児童委員の活動の手引き
令和2年 1月	⑭	全民児連	配布	永年勤続退任民生委員・児童委員表彰決定通知、表彰状・筒の送付
	⑮	全民児連	送金	一斉改選時退任慰労金の送金

(令和元年6月28日現在)

時 期	概 要	期限または送付時期 (予定)
8月または9月	県民児協作成物品等について不足物品調査 (活動記録・状況報告・福祉票記入マニュアル、他)	(期限) 10月 (送付時期) 11月
9月	令和元年11月30日現在で、15年以上委員職にあり、一斉改選をもって退任をされる方	(期限) 12月上旬
	所定年数に応じて、退任慰労金を給付するため、その申請依頼	(期限) 12月上旬
10月	(一斉改選後の) 市町村別の送付部数・送付先調査	(期限) 10月上旬
	(一斉改選後の) 単位民児協名・会長名・住所等を調査	(期限) 12月中旬
	一斉改選後の各市町村所属委員の名簿提出を依頼	(期限) 12月中旬
	全民児連・県民児協等の引継ぎ物品等を写真つきで紹介一覧表も掲載予定	(送付時期) 10月
11月	一斉改選後の市町村民児協代表者の推薦依頼	(期限) 12月中旬
	(一斉改選後の) 市町村・地区民児協の概況と活動内容の更新	(期限) 3月末
	全民児連から県庁経由で配布	(送付時期) 11月
	新任委員数(予定数)分を配布	(送付時期) 11月
12月1日	一斉改選	
12月	全民児連から県庁経由で配布	(送付時期) 1月
	一斉改選後、市町村民児協会長の変更とあわせて、口座名義を変更する市町村が多いため、あらためて振込先を調査	(送付時期) 1月中
	全社協より購入の上、新任研修会で配布	(配布) 新任研修会時
令和2年 1月	県民児協から市町村には2月中に送付	(送付) 2月中
	県民児協から市町村には、上記⑫で報告のあった口座へ2月中に送金	(送金) 2月中

【3. 県・事業説明】

「千葉県社会福祉法人地域協議会の設置について」

健康福祉指導課 法人指導班
班長 高柴 由美子 氏

健 指 第 4 6 5 号
令和元年 5 月 8 日

各 市 町 村 社 会 福 祉 協 議 会 会 長
各 市 町 村 民 生 委 員 児 童 委 員 協 議 会 会 長 様

千葉県健康福祉部健康福祉指導課長
(公印省略)

千葉県社会福祉法人地域協議会の設置について

日頃、本県の社会福祉の推進に御尽力と御協力を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、社会福祉法第55条の2第6項の規定により、社会福祉法人（以下「法人」という。）が社会福祉充実財産を活用して、地域公益事業（以下「事業」という。）を実施する場合は、当該事業区域の住民その他の関係者の意見を聞かなければならないこととされております。

それに伴い、法人が行う事業に係る意見聴取を中立公正かつ円滑に行えるようにするため、「千葉県社会福祉法人地域協議会（以下「協議会」という。）」を設置し、別添のとおり「千葉県社会福祉法人地域協議会設置要綱」を策定いたしました。

つきましては、本県所管法人が貴協議会所在市町村の区域において事業を実施する予定があり、協議会を開催する場合は、委員として御意見等を伺いたいと考えておりますので、特段の御配意をお願いいたします。

【平成31年度における協議会実施スケジュール】

4 月 県所管法人に対し、事業実施予定の有無を照会

5 月 「千葉県社会福祉法人地域協議会設置要綱」の策定（本通知）

（事業実施予定法人「有」の場合）

関係機関（事業実施地区の市町村担当課等）へ協議会への出席を依頼

6 月 協議会開催

※事業実施予定法人「無」の場合、今年度の協議会は開催なし

【担当：問合わせ先】

健康福祉部健康福祉指導課法人指導班 高柴

Tel：043-223-2351、Fax：043-222-6294

E-mail：hyoka@mz.pref.chiba.lg.jp

千葉県社会福祉法人地域協議会設置要綱

令和元年5月8日制定

(目的)

第1条 千葉県を所轄庁とする社会福祉法人（以下「法人」という。）が、社会福祉法（昭和26年法律第45号。）第55条の2第6項に定める意見聴取を中立公正かつ円滑に行えるようにするため、また、地域福祉の推進体制の強化を図るため、千葉県社会福祉法人地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

なお、協議会は、地方自治法第138条の4第3項の規定による附属機関の性質を有しない。

(協議の対象)

第2条 協議の対象は、次のとおりとする。

- (1) 法人が実施を予定している地域公益事業（以下「事業」という。）に関すること。
- (2) 地域の福祉課題に関すること。
- (3) 地域に求められる福祉サービスの内容に関すること。
- (4) 関係機関との連携に関すること。
- (5) その他、地域福祉の推進に必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、別表1に掲げる者及び別表2の関係機関が選任する者をもって充てる。

- 2 前項に掲げる者のほか、健康福祉部健康福祉指導課長は、必要に応じて事業実施区域に係る市町村が推薦する者、学識経験者、保健医療福祉サービス事業者等に出席を求めることができる。
- 3 委員に事故あるときは、当該委員の指名した者がその職務を代理する。
- 4 協議会に座長を置き、座長は、健康福祉部健康福祉指導課長をもって充てる。
- 5 座長に事故あるときは、座長の指名した者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会は、健康福祉部健康福祉指導課長が招集する。

- 2 健康福祉部健康福祉指導課長は、必要に応じて関係者に出席を求め、意見及び説明を聞くことができる。

(事務局)

第5条 協議会の事務局は、健康福祉部健康福祉指導課に置くものとする。

(個人情報の保護)

第6条 協議会の関係者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年5月8日から施行する。

別表1

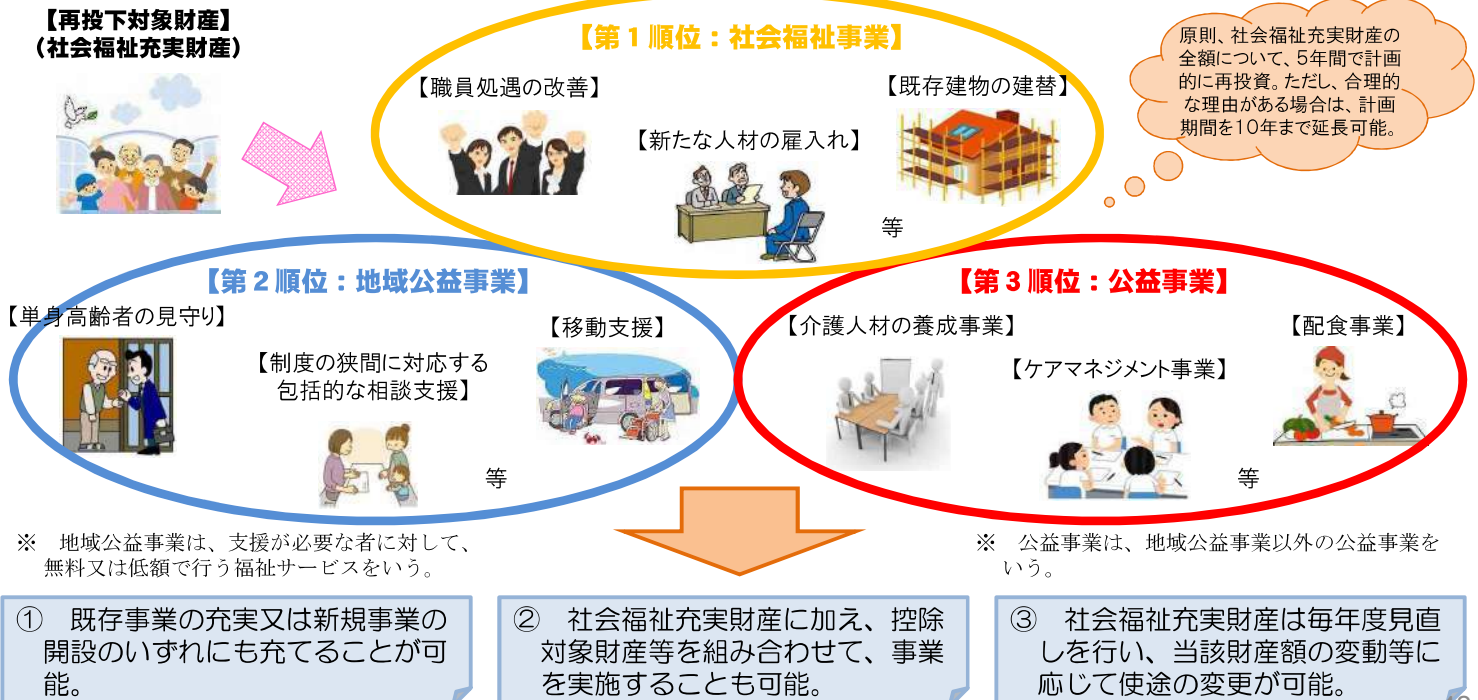
行政 委員	健康福祉指導課長、児童家庭課長、子育て支援課長、高齢者福祉課長、 障害福祉事業課長
----------	--

別表2

行政 委員	事業実施区域に係る市町村担当課
外部 委員	千葉県社会福祉協議会 千葉県民生委員児童委員協議会 事業実施区域に係る市町村社会福祉協議会 事業実施区域に係る市町村民生委員児童委員協議会 中核地域生活支援センター

再投下対象財産（社会福祉充実財産）の用途について

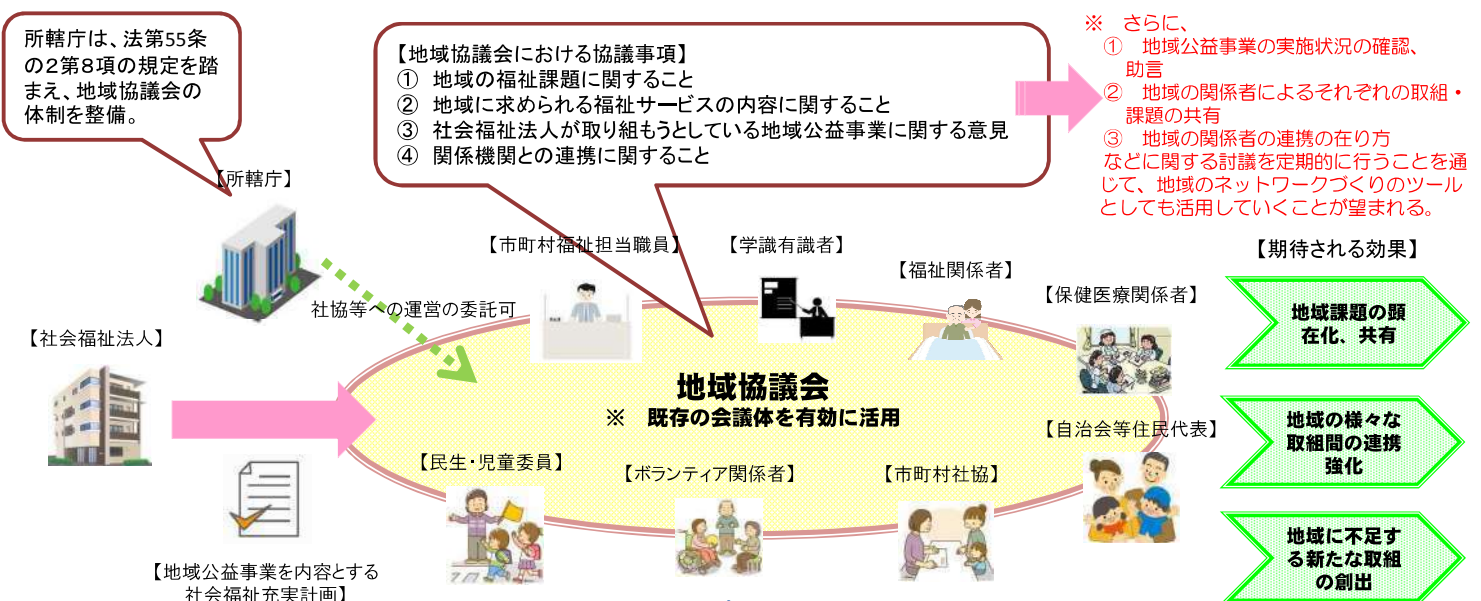
- 再投下対象財産（社会福祉充実財産）は、法人が社会福祉充実計画を策定することにより、その用途を「見える化」するものであり、法人の自主的な経営判断の下、収益事業を除き、例えば以下のような様々な事業に柔軟に活用が可能である。



42

地域協議会について

- 社会福祉法人が社会福祉充実財産を活用して地域公益事業を行うに当たっては、その取組内容に、地域の福祉ニーズを的確に反映するとともに、法人が円滑かつ公正に意見聴取を行えるようにすることが必要であることから、各地域において「地域協議会」を整備していくことが重要。



介護予防や障害者の地域移行、待機児童、生活困窮者の自立支援など、地域の福祉ニーズを反映

【5. その他】

全国民生委員児童委員連合会 平成 31（2019）年度事業計画

I. 情勢認識および基本方針

1. 情勢認識

現在、わが国では社会や家庭のありようが変化するなか、社会的孤立や生活困窮、子どもの貧困、虐待の増加など、地域住民の抱える課題が複雑・多様化しています。国においては、誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域の住民や多様な主体が役割をもち、支え合う「地域共生社会」の実現をめざしており、地域に根ざした活動を行う民生委員・児童委員にも大きな期待が寄せられています。そして、そのためにも各自治体における包括的な支援体制整備と民生委員・児童委員活動の環境整備が一体的に推進されることが求められます。

また、本年は主任児童委員制度創設 25 周年になります。子どもや子育て家庭をめぐる課題が複雑・多様化するなか、あらためて児童委員、主任児童委員活動の大切さも問われています。

誰もが「笑顔」で、「安全」に、そして「安心」して生活することができる地域づくりは、民生委員・児童委員の長年にわたる目標です。全国の委員および民児協関係者がその力をあわせ「地域版 活動強化方策」の策定を含め、地域の特性を踏まえた取り組みを推進していくことが大切です。

2019 年 12 月には、民生委員・児童委員の一斉改選が予定されています。全国的に「なり手不足」が課題とされるなか、民生委員・児童委員制度やその活動を広く社会に周知するとともに、委員の活動環境整備をさらに進めていくことが大切となっています。

2. 活動の基本方針

こうした情勢を踏まえ、2019 年度、全民児連においては、

- ① 「民生委員制度創設 100 周年活動強化方策」の推進
- ② 民生委員・児童委員活動の充実とそのための環境整備の推進
- ③ 一斉改選に向けた取り組みと民生委員・児童委員活動に関する広報の強化
- ④ 児童委員、主任児童委員活動の推進

を重点として活動に取り組みます。

とくに、本年度は、「民生委員制度創設 100 周年活動強化方策」の具体化を進めるため、「推進の手引き」をもとに、「地域版 活動強化方策」策定を働きかけるとともに、民生委員・児童委員が活動しやすい活動環境整備になお一層、取り組んでいきます。

Ⅱ. 重点事業の概要

1. 「民生委員制度創設 100 周年活動強化方策」の推進

- ・ 「地域版 活動強化方策」策定の推進には、都道府県・指定都市民児協の計画的・組織的な取り組みを促進することが必要である。そのため、各地における先駆的事例や策定状況を把握し、都道府県・指定都市民児協事務局会議や全民児連主催の各種研修会、全民児連ホームページ等で情報共有を進め、策定の機運づくりを図る。
- ・ 平成 30 年度に策定した「100 周年活動強化方策 推進の手引き」を活用しながら、都道府県・指定都市民児協と協働し、策定推進に向けた研修会をモデル的に実施する。また、それらの研修を踏まえ、都道府県・指定都市における単位民児協等の「活動強化方策」の策定を計画的・組織的に進めていく取り組みを全国的に共有し、策定の推進を図る。

2. 民生委員・児童委員活動の充実と活動環境整備

- ・ 100 周年記念事業として取りまとめた「これからの民生委員・児童委員制度や活動のあり方に関する検討委員会 報告書」で整理した課題のうち、民生委員法の改正（都道府県・指定都市民児協、市民児協の法制化等）が必要なものについて、「地域共生社会」づくりの本格実施に向けてさらなる制度見直しが進むことを念頭に、課題整理や焦点化等を図る。
- ・ 委員活動費については、消費税増税等を踏まえ、地方交付税積算額の改善を要望する。また、委員活動費および単位民児協活動推進費について、具体的な交付額の改善につながるよう、具体的な働きかけを呼びかける。
- ・ 平成 30 年度に作成した「事例学習」テキストについて、委員の研修教材のひとつとして活用されるよう普及を進めるとともに、その活用方法を広く周知する。

3. 一斉改選に向けた取り組みと民生委員・児童委員活動に関する広報の強化

（1）計画的な準備のための情報および資料提供

- ・ 30 年度に作成する新任委員候補者向けの説明用パンフレットを広く全国に提供するなどにより、新たな「なり手確保」の取り組みを支援する。
- ・ 全国の民児協における計画的かつ円滑な改選業務を支援するため、準備や引き継ぎの留意事項等を「ひろば」「View」等の紙面を通じて情報提供を行う。

（2）新任委員向けの研修資料等の作成

- ・ 各地の新任研修で活用する「新任民生委員・児童委員の活動の手引き」の作成。
- ・ 新任委員の相談支援活動の手引きとなるよう、訪問活動や相談活動に関する基本姿勢やポイント等をまとめた研修教材（ビデオ、副読本）を作成し、都道府県・指定都市民児協等に配布する。

(3) 民生委員・児童委員活動に関する広報活動の強化

- ・ 民生委員制度普及啓発に向けて、広報戦略の策定を進める（平成 30 年度からの継続事業）。
- ・ 全民児連ホームページの更なる利便性向上を図り、広く社会に向けて民生委員・児童委員制度の理解促進や民生委員・児童委員の魅力を PR するための情報発信を行う。

4. 児童委員、主任児童委員活動の促進

- ・ 主任児童委員制度創設 25 周年を迎えることもあり、複雑・多様化しているさまざまな子ども・子育てをめぐる課題に児童委員、主任児童委員として取り組んでいくために、児童委員、主任児童委員に求められている役割や今後の活動の方向性について、特徴的な事例を収集し、活動の効果などについて分析・検討を行う。

Ⅲ. 事業計画

1. 「民生委員制度創設 100 周年活動強化方策」の推進

- ① 「地域版 活動強化方策」策定の先駆的事例や策定状況を把握し、情報共有を進める。
- ② 「100 周年活動強化方策 推進の手引き」を活用した研修会をモデル的に実施する。また、それらの研修を踏まえ、都道府県・指定都市における単位民児協等の「活動強化方策」の策定を計画的・組織的に進めていけるような基本プログラム等を策定する。

2. 民生委員・児童委員活動の充実と活動環境整備

(1) 民生委員・児童委員の活動環境整備への働きかけ

- ・ 100 周年記念事業として取りまとめた「これからの民生委員・児童委員制度や活動のあり方に関する検討委員会 報告書」で整理した課題のうち、民生委員法の改正（都道府県・指定都市民児協、市民児協の法制化等）が必要なものについて、「地域共生社会」づくりの本格実施に向けてさらなる制度見直しが進むことを念頭に、課題整理や焦点化等を図る。

(2) 民生委員・児童委員活動に関する予算改善の促進

- ① 民生委員・児童委員活動費（実費弁償費）について、消費税増税等を踏まえた地方交付税積算額の改善を要望するとともに、少なくともすべての市町村で国の地方交付税積算額（年額 59,000 円）以上の支弁がなされるよう働きかける。
- ② 単位民児協の活動費である民児協活動推進費（1 民児協あたり年額 23 万円）についても、同様に市区町村段階での予算確保の働きかけを行う。
- ③ 民生委員・児童委員活動保険の安定的な運営のために、保険制度の見直しにあわせ、財政面を含め、改善を図る。

3. 一斉改選に向けた取り組みと民生委員・児童委員活動に関する広報の強化

(1) 計画的な準備のための情報および資料提供

- ① 新任委員候補者向けの説明用パンフレットを広く全国に提供するなどにより、新たな「なり手確保」の取り組みを支援する。
- ② 全国の民児協における計画的かつ円滑な改選業務を支援するため、準備や引き継ぎの留意事項等を「ひろば」「View」等の紙面を通じて情報提供を行う。

(2) 新任委員向けの研修資料等の作成

- ① 「新任民生委員・児童委員の活動の手引き」の作成（発行は全社協出版部）。
- ② 新任委員の相談支援活動の手引きとなるよう、訪問活動や相談活動に関する基本姿勢やポイント等をまとめた研修教材（ビデオ、副読本）を作成し、都道府県・指定都市民児協等に配布する。
- ③ 「事例学習」テキストについて、委員の研修教材のひとつとして活用されるよう普及を進めるとともに、その活用方法を広く周知する。

(3) 民生委員・児童委員活動に関する広報活動の強化

- ① 民生委員制度普及啓発に向けて、広報戦略の策定を進める。
- ② 全民児連ホームページの更なる利便性向上を図り、広く社会に向けて民生委員・児童委員制度の理解促進や民生委員・児童委員の魅力を PR するための情報発信を行う。
- ③ 「民生委員・児童委員の日活動強化週間」（2019 年 5 月 12 日～18 日、全国一斉取り組み日： 5 月 12 日）の全国的な取り組み促進
広く一般の方に民生委員・児童委員の PR をすべく、2019 年度の活動強化週間において積極的な広報活動を進める。
また、全国的な取り組みを進めるための「活動のしおり」の作成・配布を行う。
- ④ 広報グッズの頒布・活用促進
PR カード、リーフレット、チラシ、パンフレット、ポスター、クリアファイル等民生委員・児童委員の活動を紹介する広報グッズを頒布することで、各地の民児協での広報活動を支援する。

4. 児童委員、主任児童委員活動の促進

- ① 児童委員、主任児童委員に求められている役割や今後の活動の方向性について、特徴的な事例を収集し、活動の効果などについて分析・検討を行う。
- ② 「全国児童委員活動強化推進方策 2017」に基づく児童委員活動の推進
「地域版 活動強化方策」の策定等を推進するなかで、各地域における児童委員活動に関する課題を明らかにし、すべての民生委員が児童委員であることを意識した「地域の子育て応援団」、「身近な相談相手」としての取り組みの推進を図る。

- ③ 特に依然深刻な状態にある児童虐待や子どもの貧困について、民生委員・児童委員としての取り組み事例等を示す等により、全国的な推進を図る。

5. 地域共生社会づくりの推進

- ① 国が進める地域共生社会づくりに関して、民生委員・児童委員活動の環境整備が進むよう働きかけるとともに、先駆的な取り組み事例の紹介等を行う。
- ② 地域共生社会づくりをも踏まえた生活困窮者自立支援制度の見直しを受け、同制度への民生委員・児童委員の協力について、全国的な情報収集を行い、奏功事例等について広く情報提供を行う。

6. 「災害に備える民生委員・児童委員活動に関する指針」の推進

- ① 平成 30 年度に改訂した「指針」を内外に周知徹底する。特に厚生労働者や内閣府（防災）を通じた行政関係者に対する周知についても働きかけを実施する。
- ② 『災害に備える民生委員・児童委員活動ハンドブック』（全社協出版部刊行）を改訂し、一斉改選後を目途に配布する。

7. 被災地における民生委員活動、民児協の支援

（１）東日本大震災被災地に対する支援

- ① 被災地における委員活動、民児協活動における課題の把握と支援
 - ・被災地民児協支援会議の開催
(2019 年度は東京都内で、熊本地震被災地、平成 30 年 7 月豪雨災害被災地等の民児協にも出席を呼びかけ開催する予定)
- ② 震災の風化防止のための継続的な情報発信
- ③ 被災地における一斉改選に関する課題の把握を行い、必要に応じて厚生労働省へ要望を行う。

（２）「被災地支援募金」による災害被災地への支援

- ① 「被災地支援募金」による、民児協による住民支援活動への助成および被災委員への見舞金等の実施。
- ② 被災地における委員活動上の課題の把握、および必要に応じて国等への支援要望を行う。

（３）「災害救援活動支援金制度」に基づく被災地民児協活動の支援

- ・災害発生時においては、「民生委員・児童委員災害救援活動支援金制度」に基づき、被災地での住民支援の初動活動に要する経費等の助成を行う。

8. 民生委員・児童委員活動保険の運営と委員活動中の事故防止への取り組み

(1) 活動保険の適切な運営

- ① 保険会社との適切な情報共有に基づく事故発生時の迅速、適切な対応の確保。
- ② 制度創設からの5年の発生事故および保険金支給状況の分析に基づき、安定した制度運営を可能とするための対応策を検討する。

(2) 委員活動中の事故防止への啓発

- ・ 事故を減らしていくために、引き続き「民生委員・児童委員活動における事故防止のためのヒント集」を活用し、活動保険に関するセミナーの開催等を通じ、事故防止のための啓発活動を推進する。

9. 機関紙および年度版資料等の発行

① 機関誌等の作成

- ・ 社会福祉諸制度の見直しが相次ぐなか、全国の民児協関係者に適切に情報提供することが重要となってきたことから、機関誌『ひろば』『View』を通じた情報提供の充実を図る。

ア. 機関紙編集委員会の開催

イ. 『民生委員・児童委員のひろば』（毎月発行、年12回）

ウ. 単位民児協会長のための情報誌『View』（季刊、年4回）

② 「児童委員活動の手引き 第45集」

③ 民生委員・児童委員関係資料の企画・編集協力（全社協出版部発行）

ア. 『民生委員・児童委員必携第64集』

イ. 「民児協会長手帳」

ウ. 「民生委員手帳」

エ. 『新任民生委員・児童委員の手引き』（再掲）

オ. 『災害に備える民生委員・児童委員活動ハンドブック』（再掲）

10. 人権・同和についての理解促進と人権意識の涵養

(1) 「ひろば」を通じた人権課題や関係資料の情報提供（毎月）

(2) 全国大会、各種研修会等での啓発

- ・ 人権関係資料の配布、パネル展示、ビデオ上映による理解促進

(3) 人権啓発資料の作成

- ・ 新任委員向け人権啓発資料「人権課題への理解を進めるために」の作成

11. 各種研修事業等の実施

- (1) 第 88 回全国民生委員児童委員大会（福島大会）
2019 年 10 月 17 日（木）・18 日（金）／福島県郡山市「郡山ビッグパレット」他
- (2) 全民児連評議員セミナー（第 2 回評議員会と連続日程で開催）
2019 年 9 月 19 日（木）／アジュール竹芝
- (3) 民生委員・児童委員リーダー等への研修会
 - ①全国民生委員指導者研修会（第 29 回民生委員大学）
2020 年 2 月 12 日～14 日（3 日間）／神奈川県「ロフォス湘南」
 - ② 民生委員・児童委員リーダー研修会
2019 年 9 月 2 日～4 日（3 日間）／東京近郊
- (4) 児童委員、主任児童委員に対する研修会
 - ①全国主任児童委員研修会
[東日本・西日本の 2 会場] 2019 年 7 月～8 月（各 2 日間）／会場未定
 - ② 全国児童委員研究協議会
2020 年 1 月（2 日間）／東京近郊
- (5) 民生委員・児童委員のための相談技法研修会
2019 年 8 月 27 日～28 日（2 日間）／新横浜プリンスホテル
- (6) 2020 年度全国民生委員児童委員大会の準備
2020 年 10 月 22 日～23 日に群馬県（高崎市「G メッセ群馬」）で開催する全国大会に向けて着実な準備を行う。

12. 互助共励事業の推進

- (1) 全国民生委員互助共励事業運営委員会の開催（全民児連評議員会と連続で開催）
 - 第 1 回 2019 年 5 月 28 日（全社協「灘尾ホール」）
 - 第 2 回 2020 年 3 月 3 日（新横浜プリンスホテル）
- (2) 互助事業の実施
 - ①弔慰、見舞及び退任慰労の実施ならびに公務審査委員会（年 4 回）の開催
 - ②「民生委員・児童委員活動保険」への一括加入
- (3) 共励事業の実施
 - ①中央共励事業の実施
 - ア. 民生委員・児童委員活動に必要な資料の作成配布（一部再掲）
 - ・機関紙『民生委員・児童委員のひろば』（月刊）
 - ・『民生委員・児童委員必携第 64 集』
 - ・「民生委員・児童委員活動記録」（2020 年度版および新任委員向け 2019 年 12 月～2020 年 3 月の 4 か月分）
 - イ. 民生委員等を対象とする相談技法研修会の開催（再掲）
 - ウ. 2020 年度より実施する「民児協活動強化推進事業（仮称）」の周知

②地方共励事業の実施

- ア. ブロック別民生委員・児童委員関係事業会議（ブロック大会）の開催協力
- イ. 指定民生委員児童委員協議会の育成
- ウ. 2020 年度より実施する「相談に関する研修会事業」の見直しに向けた周知
- エ. その他の地方共励事業への助成

13. 都道府県・指定都市民生委員児童委員協議会事務局会議

（１）都道府県・指定都市民生委員児童委員協議会事務局会議

2019 年 6 月 6 日～7 日（2 日間）／全社協会議室

（２）生活福祉資金貸付事業の推進協力

① 全国生活福祉資金貸付事業運営研究協議会（全社協と共催）

2019 年 11 月 7 日～8 日（2 日間）／全社協会議室

② 生活福祉資金借受世帯援助記録票整備状況報告の集計作業への協力

14. 顕彰・慶弔の実施

（１）全民児連会長表彰の実施

- 優良民生委員児童委員協議会表彰
- 永年勤続単位民生委員児童委員協議会会長表彰
- 永年勤続単位民生委員児童委員協議会役員表彰
- 民生委員・児童委員功労者表彰
- 永年勤続民生委員・児童委員表彰
- 永年勤続退任民生委員・児童委員表彰

（２）評議員への慶弔の実施

（３）叙勲、褒章受章者への記念品の贈呈

15. 国および関係機関・団体との連携、協働の促進

（１）児童福祉週間、児童虐待防止等への協力

- ・ 「児童福祉週間」（5 月）、「児童虐待防止推進月間」（11 月）推進および厚生労働省「児童虐待防止対策協議会」への参画・協力

（２）高齢消費者・障害消費者見守りネットワーク連絡協議会等への協力

- ・ 内閣府等による高齢者・障がい者等の悪質商法被害や振り込め詐欺防止等への協力

（３）全社協事業との連携・協力

- ・ 全社協政策委員会、国際社会福祉基金委員会等への参画と協力

（４）関係機関・団体との連携、協働

16. 諸会議の運営

(1) 正副会長会議の開催

(2) 理事会の開催

第1回 2019年5月17日／全社協会議室

第2回 2019年9月5日／全社協会議室

第3回 2019年2月21日／全社協会議室

(3) 評議員会の開催

第1回 2019年5月28日／全社協・灘尾ホール

第2回 2019年9月18日／アジュール竹芝

第3回 2020年3月2日~3日／新横浜プリンスホテル

(4) 常設部会の開催

① 総務部会

② 地域福祉推進部会

③ 児童委員活動推進部会

④ 広報・研修部会

(5) 各種委員会の開催

① 人権・同和に関する特別委員会

② 公務審査委員会（互助共励事業）

③ 機関紙編集委員会

平成31（2019）年度 全民児連・全社協民生部 会議等日程（予定含む）

2019/5/17

会議・大会・研修会等名		日 程	開催地
1	2019年度・第1回理事会	2019年5月17日（金）	全社協「第1～2会議室」
2	2019年度・第1回全国民生委員互助共励事業企画連絡会議		
3	2019年度・第1回評議員会		
4	2019年度・第1回全国民生委員互助共励事業運営委員会	2019年5月28日（火）	全社協・難尾ホール
5	2019年度・第2回理事会	2019年9月5日（木）	全社協「第3～5会議室」
6	2019年度・第2回評議員会	2019年9月18日（水）・19日（木）	東京都「アジュール竹芝」
7	2019年度評議員セミナー		
8	2019年度・第3回理事会	2020年2月21日（金）	全社協「第3～5会議室」
9	2019年度・第2回全国民生委員互助共励事業企画連絡会議		
10	2019年度・第3回評議員会	2020年3月2日（月）・3日（火）	新横浜プリンスホテル
11	2019年度・第2回全国民生委員互助共励事業運営委員会		
12	2019年度・第88回全国民生委員児童委員大会	2019年10月17日（木）・18日（金）	福島県「郡山ビッグバレット」他
13	2019年度全国主任児童委員研修会（東日本）	2019年7月31日（水）・8月1日（木）	東京ベイ幕張ホール
14	2019年度全国主任児童委員研修会（西日本）	2019年8月7日（水）・8日（木）	滋賀県「びわ湖大津プリンスホテル」
15	2019年度民生委員・児童委員のための相談技法研修会	2019年8月27日（火）・28日（水）	新横浜プリンスホテル
16	2019年度全国生活福祉資金貸付事業運営研究協議会	2019年11月7日（木）・8日（金）	全社協・5階会議室
17	2019年度全国生活福祉資金貸付事業担当職員研修会	2019年7月23日（火）・24日（水）	全社協・5階会議室
18	2019年度民生委員・児童委員リーダー研修会	2019年9月2日（月）～4日（水）	新横浜プリンスホテル
19	2019年度全国児童委員研究協議会	2020年1月22日（水）・23日（木）	東京ベイ幕張ホール
20	2019年度全国民生委員指導者研修会（第29回全国民生委員大学）	2020年2月12日（水）～14日（金）	神奈川県「ロフォス湘南」
21	2019年度都道府県・指定都市民児協事務局会議	2019年6月6日（木）・7日（金）	全社協・5階会議室

【ブロック会議等】

〔民生委員・児童委員関係事業会議〕

1	北海道・東北ブロック道県・指定都市民児協会長等会議	6/20（木）・21（金）	北海道（定山溪万世閣ホテルミリオネ）
2	関東ブロック民生委員児童委員活動研究協議会	7/4（木）・5（金）	川崎市（川崎日航ホテル）
3	東海北陸ブロック県・指定都市民生委員・児童委員関係事業会議	7/16（火）・17（水）	三重県（ホテルグリーンパーク津）
4	近畿ブロック府県・指定都市民生委員・児童委員関係事業会議	9/11（水）・12（木）	奈良県（奈良ロイヤルホテル）
5	中国ブロック民生委員・児童委員関係事業会議	7/10（水）・11（木）	山口県（ホテルニュータナカ）
6	四国ブロック民生委員・児童委員関係事業会議	6/27（木）・28（金）	高知県（サ・ワラウ・パ・ス新橋高知）
7	九州ブロック民生委員・児童委員関係事業会議	8/29（木）・30（金）	熊本市（ホテルキャッスル）

〔生活福祉資金事業会議〕

1	北海道・東北ブロック生活福祉資金事業会議		
2	関東ブロック生活福祉資金事業会議		
3	東海・北陸ブロック生活福祉資金事業会議		
4	近畿ブロック生活福祉資金事業会議		
5	中国ブロック生活福祉資金事業会議		
6	四国ブロック生活福祉資金事業会議		
7	九州ブロック生活福祉資金事業会議		

【その他】

1	指定都市社協・民児連連絡協議会	7/18（木）・19（金）	横浜市
---	-----------------	---------------	-----

災害に備える民生委員・児童委員活動に関する指針

【概要版】

※本資料では民生委員・児童委員を民生委員と表記しています。

1. 指針作成の経緯

- 全民児連では、平成 19(2007)年の民生委員制度創設 90 周年に際して、「災害時一人も見逃さない運動」を提唱し、運動期間終了後も、この運動の主旨である平常時からの体制整備を呼びかけてきました。
- この運動により、各地の民児協において災害時要援護者台帳や災害福祉マップが作られるなど、その後の災害対応でその成果が発揮されました。しかし、東日本大震災においては、多くの委員が被災し、委員の安全確保、災害時の委員の役割、避難生活の長期化のなかでの委員に対する支援等の課題が明らかになりました。
- そこで、全民児連では、災害時の委員活動の具体的な考え方や留意点を整理し、「民生委員・児童委員による災害時要援護者支援活動に関する指針」を取りまとめました（平成 25(2013)年 4 月）。その後、改正災害対策基本法（同年 6 月）で、市町村に「避難行動要支援者名簿」の作成が義務づけられ、その提供先のひとつとして、民生委員が挙げられたことを受け、第 2 版を発行しました（同年 11 月）。
- 第 2 版から 5 年が経過し、東日本大震災被災地では復興に向かうなかで新たな課題が明らかになっていること、各地で災害が相次ぎ、災害時の委員活動のあり方を改めて整理する必要があること、避難行動要支援者名簿の作成がほぼ全ての市町村で完了するなか、名簿の共有方法や活用方法が課題になっていることなどから、この度、第 3 版となる「災害に備える民生委員・児童委員活動に関する指針」を作成しました。

2. 指針の名称の変更

- 今回、指針の名称を「災害に備える民生委員・児童委員活動に関する指針」に変更しました。
- その理由は、「民生委員も地域住民のひとりであり、自らの安全が最優先であること」、「災害時要援護者の支援は民生委員だけでなく地域ぐるみの取り組みが必要であること」、「災害時に円滑な対応を行うためには平常時の取り組みが重要であること」を、指針の名称から、民生委員のみならず、行政等の関係者にも伝えていくという主旨に基づくものです。

3. 被災地から明らかになった課題

- 東日本大震災以後の災害被災地でも共通していたのは、大規模災害時は委員同士の安否確認も難しくなること、災害時に民生委員ができる支援活動は限定的であるということでした。
- 民生委員は災害対応の専門家ではなく、その地域で生活する住民のひとりであることから、多くの役割を担えるものではありませんし、担うべきでもありません。

- 災害時の支援活動を行うためには、平常時から民生委員や関係機関に加え、近隣住民が相互に協力し合う体制を構築していくことが不可欠です。

4. 災害対策基本法の改正と民生委員・児童委員活動

- 改正災害対策基本法において「避難行動要支援者名簿」の提供先のひとつとして民生委員が挙げられたことに加え、民児協が災害時要援護者名簿の作成などの取り組みを行っていたこと、高齢化にともなう地域の担い手不足、自主防災組織の組織化の遅れなどもあいまって、現在、民生委員に対し、防災・減災に関して大きな期待が寄せられています。
- しかし、災害対策基本法でも、地域の多様な関係者の連携・協働による取り組みを求めており、災害に備えた取り組みは、民生委員だけでなく、地域ぐるみで取り組むべき課題です。

5. 災害に備える民生委員・児童委員活動の基本的な考え方

- そうした課題認識を踏まえ、今後民生委員が災害に備えた活動に取り組む際、とくに意識しておくべきこととして、以下の3点が考えられます。

Point① 平常時の取り組みこそが重要 《平常時》

- ・日頃から災害対策に積極的に取り組んでいた地域では、災害時も円滑に対応できたとのことです。住民相互に支援し合えるような体制づくりをはじめ、災害時に支援が必要な人も参加しての防災訓練や避難訓練など、地域ぐるみの取り組みが極めて重要です。

Point② 自分自身と家族の安全確保が最優先 《発災時》

- ・災害発生時は、なにより自分自身と家族の安全確保が最優先です。
- ・地域住民のひとりとして、率先避難を心がけましょう。
- ・そのうえで、まず自身の安否を単位民児協会長等に連絡するようにしましょう。

Point③ 支援を必要とする人に、必要な支援が届くようにつなぐ 《発災後》

- ・避難所では、高齢者や障がい者、乳児のいる母親などに対して十分な配慮が必要です。また、避難生活では、普段は支援が必要のない人も、環境の変化によって支援が必要になることもあります。心身の状況から集団での避難生活は困難と考え、ライフラインが停止した状態でも、在宅等で生活せざるを得ない住民も存在します。
- ・民生委員は日頃の訪問活動等を通じて、地域住民が抱える課題を把握しています。避難所や仮設住宅での避難生活のなかで、支援が必要な人に、必要な支援が届くようにつなぐ活動が期待されます。

6. 地域のつながりの構築

- 災害への備えは、地域全体の課題です。行政はもちろん、地域住民を含む幅広い関係者が力を合わせ、地域の防災・減災に取り組むことが基本です。しかし、人間関係の

希薄化や単身世帯の増加などの社会の変化にともない、地域のつながりは弱くなっています。

- 一方で、近年、これまで災害が発生しないと思われてきた地域においても災害が発生しており、住民の防災に対する意識が高まるとともに、地域のつながりの必要性もあらためて認識されるようになっていきます。
- 防災を入り口として、住民相互のつながりを強めることは、防災力を高めるとともに、地域のもつ力を高めることとなり、極めて大きな意味があるといえます。

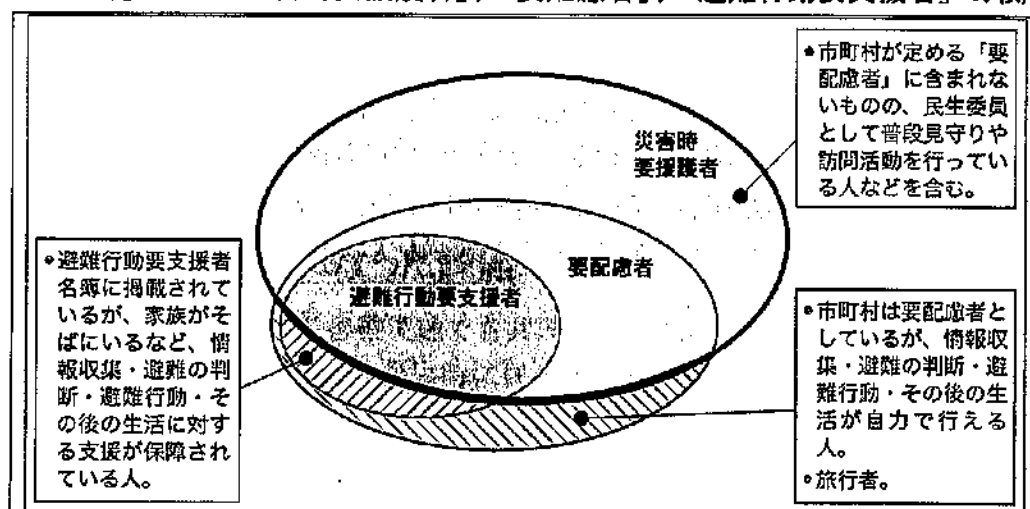
7. 災害時に支援が必要になる人とは

- これまで、災害時に支援が必要になる人のことを、全民児連をはじめ全国の民児協では「災害時要援護者」と表現してきました。また、国においても「災害時要援護者」という言葉を使用してきましたが、法律上の定義付けがされているものではありませんでした。
- 改正災害対策基本法において、災害時に支援が必要になる人について、下記のとおり文言化され、定義付けされました。しかし、「要配慮者」の範囲はそれぞれの市町村が決めるため、全国一律のものではありません。

要配慮者	「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」
避難行動要支援者	「要配慮者」のうち、「自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者」

- 民生委員として支援を検討する人は「要配慮者」や「避難行動要支援者」だけではないと考えられます。例えば、お住まいの市町村が定める「要配慮者」に含まれない人でも、民生委員として普段見守りや訪問活動を行っている人、ひとり親家庭などで日中はひとりになる児童などが考えられます。
- そのため、本指針では、災害時、民生委員として支援を考える人を表す言葉として、「災害時要援護者」という表現を使用します。

本「指針」での「災害時要援護者」、「要配慮者」、「避難行動要支援者」の関係



8. 災害に備える民生委員・児童委員活動 10 か条

- 今後災害に備える取り組みを行っていくにあたり、すべての民生委員、民児協事務局等の関係者が日頃から意識し、再確認すべきこととして10項目をまとめました。
- 取り組みの参考にさせていただくよう、これを「災害に備える民生委員・児童委員活動10か条」としてお示しします。
- 現在、地域の状況は地域によってさまざまに異なります。それゆえ、本指針で示している基本的な考え方をふまえつつ、それぞれの地域の実状に即した民生委員、民児協としての考え方を各地で整理していただくことが必要です。
- そして、それぞれが整理した考え方を行政等に伝え、連携するとともに、地域住民の命や暮らしに責任をもつ行政として災害への準備を整えるよう働きかけてください。

災害に備える民生委員・児童委員活動 **10** か条

- 第 **1** 条 自分自身と家族の安全を最優先に考える
- 第 **2** 条 無理のない活動を心がける
- 第 **3** 条 地域住民や地域の団体とつながり、協働して取り組む
- 第 **4** 条 災害時の活動は
日頃の委員活動の延長線上にあることを意識する
- 第 **5** 条 民児協の方針を組織として決めておく
- 第 **6** 条 名簿の保管方法、更新方法を決めておく
- 第 **7** 条 行政と協議し、情報共有のあり方を決めておく
- 第 **8** 条 支援が必要な人に、支援が届くように配慮する
- 第 **9** 条 孤立を防ぎ、地域の再構築を働きかける
- 第 **10** 条 民生委員同士の支え合い、
民児協による委員支援を重視する

令和元年度（平成31年度）市町村民児協事務局会議

事前アンケート 集計結果

事前アンケート結果については、匿名のうえご意見を項目別に掲載させていただいております。（原則原文ママ、順不同）

1. 貴民児協または管内民児協において、課題となっていることや懸念事項等がありましたらご記入ください。

（1）なり手の不足／推薦手続／引き継ぎ

- 民生委員・児童委員が1期の就任のみの方が多く、活動の継続、住民の安心感に支障があるかと思う。
- 欠員が生じている地区における民生委員児童委員候補者の選出（オートロックスマンション等の増加により、住民情報の取得が困難、若い世代の町会への加入が少ない 等）
- 団地に居住している住人の高齢化により、団地一帯の民生委員候補者がいない。
- 改選時における新たな候補者の選出について、担い手不足が各地区で意見として出ている。
- 新任民生委員児童委員の確保（高齢化）
- 何期も継続して民生委員になる方が減少している。1期で退任される方が多いため、1期の方でもできる民生委員内容に制度を変えていく必要があると思われる。（民生委員の活動内容をもっと単純なものにする必要がある。）
- 60歳を過ぎても仕事をしている人が増え、民生委員児童委員のなり手が不足している。特に、主任児童委員は年齢制限が低く資格の要件もあるため選任が困難である。
- 新規に開発された住宅地等の自治会組織などが無く、地域コミュニティー

が希薄な地域で民生委員児童委員を選任することが困難である。

- 欠員地区や後任が見つからない地区が多く、今後解消に向けた取り組みが課題となっている。
- 民生委員児童委員の高齢化と新たななり手の人材不足、人事確保が困難。
- 本年度の一斉改選について、退任する場合の後任者の選出が現委員ではできない旨の報告が多数あり、事務局としても苦慮している。とくに、主任児童委員の年齢要件は、通常働いている年齢であり難しいと考えている。
- 社会構造の変化による民生委員等の「なり手」の減
- 民生委員も主任児童委員も、柱となる仕事よりも、社協やまちづくり協議会の仕事の負担が大きく、そのため、後任さがしが年々、困難となっている。特に主任児童委員は広範囲から選任されるため、難しいうえ、学校からの情報も、個人情報などの理由から乏しく、メインの仕事がボランティア活動になってしまっている。民生委員＝児童委員でもあることから、主任児童委員も、見直しの段階にきているのではないのでしょうか。
- 民生委員児童委員の後任を選出するにあたり、年齢制限を引き上げるなど、全体的な要件の緩和をしなければ、人材確保が困難となっている。
- 民生委員児童委員の後任を地域から選出して頂くにあたり、区や自治会長へ依頼しても、区や自治会長そのものの任期が1年となっていることから、地域の人材について実情を把握していないため、探すことが難しくなっている。

（２）負担軽減

- 住民ニーズの多様化や高齢者世帯の増加に伴う民生委員・児童委員の負担が増えており、その軽減について喫緊の課題となっております。
- 民生委員の定年延長に伴う委員の高齢化問題。80歳近い委員と60前後の委員の活動量は異なる。高年齢委員に対し、どの程度、地区や事務局でフォローすべきか。また、今後、地区によっては平均年齢が高年齢とそうではない地区も出てくると思われる。年齢で活動内容を変えることではないが、今一度、地域組織との連携も含めて、民生委員活動の内容を整理することが必要ではないかと感じている。
- 在宅の高齢者などを対象に「実態調査」を行っている。対象を①65歳到達者、②65歳以上独居、③75歳以上のみ世帯としているが、高齢化により対象者が増え続け負担が増え続けている上、訪問に当たる民生委員よ

り若年の方への訪問・調査する状況となっている。この65歳以上という年齢の引き上げの検討を始めようと考えている。

- 災害時要援護者支援の民生委員への期待が大きすぎる。1人の民生委員が担当する世帯数が280世帯以上ある委員が全体の半数である。そのような広範囲を担当する民生委員が災害時に要援護者を支援できるとは思えない。
- 社会の多様化が進み、民生委員児童委員に対する依頼が増え、それに伴い活動の負担が大きくなっている。（委員を多くして負担を減らしたいが、そのなり手がいない）
- 社会福祉協議会から民生委員児童委員に対し依頼される事業が多いため、民生委員児童委員としての職務に支障が生じている現状がある。
- 国または県が示す活動全てを委員に求めることは難しい。

（３）その他

- 民生委員協力員制度の導入の可否
- 地区住民の地域差（高齢化率、所得格差等）
- 民生委員見守り負担度の地域差（公営集合住宅地区と分譲住宅地区等）
※一部地区の急速な高齢化に伴う、民生委員の増員の検討
- 住民への介入と把握（マンションオートロック化、子どもとの同居における高齢者の転入等）
- 民生委員が担う役割は重要であり、熱心な活動をしている方も多いが、逆に活動が少ない方もいる。地域による温度差もある。市内の民生委員の活動の状況が見えない。
- 地区民児協活動時などに委員に着用してもらうベストの作成を市の民児協で計画しています。市民児協の委員全員分作成するのか、必要な枚数作成するのか、意見が分かれている状況にあります。
- 自治会に加入していない世帯へのフォロー

2. 本会の事業に関するご意見・ご要望等がありましたらご記入ください。
（事業運営全般、広報誌や研修会のテーマ、冊子やマニュアル、調査等）

(1) マニュアル等の作成

- 活動記録の記入が分かりづらい。平均年齢70歳以上の高齢者が読んでも分かりやすい記入マニュアルをお願いします。
- 民生委員児童委員が行う地域住民への支援内容に関するマニュアルの作成をぜひお願いしたいと思います。今年度一斉改選を控え、新人民生委員児童委員の方々が各担当地域で活動するにあたり、具体的な支援活動の事例集の作成をお願いします。

(2) 研修会のテーマ

- 一斉改選について、欠員を出さないように鋭意地域を回って後任者探しをしているところだが、選任に係る有用な取り組みや考え方などご教授いただけるような研修があると良い。
- 本年度は一斉改選の時期なので、特に新任の委員になられた方に対し、民生委員・児童委員の役割や業務内容、また記録票への記載方法など日常の活動に必要な具体的な研修を取り入れてほしい。

(3) P R

- 民生委員児童委員の活動自体が一般家庭に知られておらず、個別相談活動等では不審者と間違われる等、難しい一面がある。もっと、一般家庭に知られるような効果的な（マンガやキャラクター等の）広報を期待します。

(4) その他

- 「実態調査」に関する状況について、他市町で同様の取り組みをしている場合の状況を知りたい。
- 調査（民生委員協力員制の導入について）
 - 内容：導入の可否、検討の可否、制度の導入における想定されるメリット・デメリットとは
 - メリット：民生委員の負担減、新たな担い手の発掘等
 - デメリット：逆に民生委員の成り手が減少するのでは。
 - 協力員の要件は（例：民生委員のOB、OG等）
 - 民生委員と協力委員の活動および費用の差異はあるのか等

○委員個人に対する活動費の支給と、市民児協あるいは単位民児協に対する補助金の支給について、県民児協か県健康福祉指導課で毎年（事務局連絡先調査等にあわせて）調査し、結果を各市町村に報告してほしいです。
理由：財政部局から定期的に他市町村の状況を把握するよう依頼されている。また、他市町村からも照会されることが多いため。

○各市町村からの意見や要望に対して、どう対応するのか、しているのか、したのかの回答を一覧にして各市町村に連絡をしてもらいたいです。
（例）昨年の要望から、事務連絡等をできる限りメールを利用した電子ファイルのみにしてほしいです。の要望に対する回答は、今後は●●にして対応していきます。など

平成31年度 市町村民児協事務局会議

開催要領

1. 概 要

この会議では、本年度の本会事業計画や全民児連における各種事業に関する諸連絡を目的に実施いたします。

- (1) 事務局にお願いしたいこと（本会会長・約20分）
- (2) 本年度の事業計画・互助共励事業・県大会（本会職員・約45分）
- (3) 地域協議会について（県健康福祉指導課法人指導班・約15分）
- (4) 戸籍に登録されていない方へ（千葉法務局・10分）

※内容・順番等は変更する場合があります

2. 実施機関

公益財団法人 千葉県民生委員児童委員協議会

3. 日 時

令和元年6月28日（金） 13：30～15：30

4. 会 場

千葉県社会福祉センター3階会議室

【交通手段】

- 千葉都市モノレール「市役所前」駅より徒歩約5分
- JR「千葉」駅、京成「千葉」駅より徒歩約15分
- JR京葉線「千葉みなと」駅より徒歩約10分

5. 対象者

市町村民児協事務局担当者（各市町村より1名）

※民児協担当者の出席が難しい場合、代理の方の出席をお願いします。

6. 参加申込書・事前アンケートの提出方法

別紙「市町村民児協事務局会議 参加申込書」及び「事前アンケート」については、令和元年6月21日（金）までに県民児協へご提出ください。（郵便またはE-mail）

※様式データは、別途メールにてご案内いたします。

※事前アンケートは、匿名表記の上、会議資料として配付する場合があります。

7. その他

会場への車によるご来場はご遠慮ください。車でご来場される場合は、会場付近の有料駐車場をご利用ください。

8. 個人情報の取り扱い

本会議の開催にあたって取得した個人情報については、当会が定める「個人情報保護に関する方針（プライバシーポリシー）」に基づき適正に取り扱い、適切な管理を行います。また、本会の運営に関する業務以外の目的には使用いたしません。

9. お問い合わせ先

（公財）千葉県民生委員児童委員協議会（担当：相田・渡辺）

住 所：千葉市中央区千葉港4-3 県社会福祉センター

電 話：043-246-6011／FAX：043-248-0084

e-mail:info@chiba-minkyo.or.jp